

岩手県部局等設置条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

岩手県部局等設置条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(債権の管理に関する規則の一部改正)

第1条 債権の管理に関する規則(昭和39年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、政策地域部にあつては政策推進室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、 <u>国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長</u> 並びに出納局にあつては会計指導監 (2)~(7) [略] 4・5 [略]	(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、政策地域部にあつては政策推進室長、 <u>文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長</u> 、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長並びに出納局にあつては会計指導監 (2)~(7) [略] 4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第2条 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3(第8条関係) [略] 公益財団法人岩手県土木技術振興協会  公益財団法人いわて産業振興センター [略]	別表第3(第8条関係) [略] 公益財団法人岩手県土木技術振興協会 <u>公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団</u> <u>公益財団法人岩手県文化振興事業団</u> 公益財団法人いわて産業振興センター [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第3条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成13年岩手県規則第105号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3(第16条関係)	別表第3(第16条関係)

[略]

公益財団法人岩手県土木技術振興協会

公益財団法人いわて産業振興センター

[略]

[略]

公益財団法人岩手県土木技術振興協会

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

公益財団法人岩手県文化振興事業団

公益財団法人いわて産業振興センター

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。